

個人向け国債（変動・10年）

平成30年4月2日現在

商 品 名	個人向け国債（変動・10年）
1. 販売対象	個人のお客さま
2. 期 間	10年
3. 販売価格	額面100円につき100円
4. 購入単位	額面1万円以上で1万円単位 ※発行日が、発行月の15日より後になった場合は利子の調整額として15日から発行日までの利子相当額が必要となります。
5. 償還方法	償還日に一括して額面金額を指定の預金口座にご入金します。 (償還日が休業日の場合は翌営業日にご入金します。)
6. 適用利率	半年毎に市場金利に応じて利率が変動します。 具体的な利率の設定方法は以下の通り。 ・各利払期における利率は、基準金利に0.66%を乗じた率（小数点以下第3位を四捨五入し、0.01%刻み）です。 ・基準金利は、原則として利子計算期間開始時の前月の10年固定利付国債の入札（初回の利子については募集期間の開始時の直前に行なわれた入札）における平均落札利回りです。ただし、利率の下限は0.05%です。
7. 利子支払時期	年2回6ヶ月毎にお支払します。 (利払日が休業日の場合は翌営業日にお支払します。)
8. 利子計算方法	額面金額×適用利率÷100÷2（6ヶ月毎の利息額）
9. 税金	・個人の利子は利子所得として申告分離課税の対象となり、20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります（ただし、マル優、マル特を利用の場合は除きます）。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利子には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 ・公共債・公募公社債投資信託の譲渡損及び償還損並びに上場株式等の譲渡損との損益通算が可能となります。 なお、将来、さらに税制が変更される可能性があります。
10. 中途換金	発行日から1年経過以降は、一部又は全部を中途換金できます。 換金金額 「額面金額+経過利子相当額-直前2回分の利子（税引前）相当額×0.79685」 中途換金の代金は、お申込日を含め4営業日後に指定口座にご入金いたします。 ※中途換金に関する注意事項 個人向け国債の保有者が亡くなられた場合、または大規模な自然災害により保有者が災害を受けられた場合（被災に関し公的機関が証明した書類が必要）は、発行後1年以内でも中途換金することができます。

個人向け国債（変動・10年）

平成 30 年 4 月 2 日現在

1 1. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	・本商品の相談・苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室（9 時～17 時、電話：0120 - 31 - 3534）にお申し出ください。また、全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03 - 3517 - 5825）、関東地区しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03 - 5524 - 5671）にお申し出いただくことも可能です。 ・上記により問題を解決できない場合（紛争）は、①東京弁護士会（電話：03 - 3581 - 0031）、②第一東京弁護士会（電話：03 - 3595 - 8588）、③第二東京弁護士会（電話：03 - 3581 - 2249）、④新潟県弁護士会（電話：025-222-5533）、⑤長野県弁護士会（電話：026-232-2104）の仲裁センター等で解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日にお客様相談室または上記しんきん相談所にお申し出ください。また、お客様から上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、上記①～③の東京の弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、(1)お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用い、共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）と、(2)当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）があります。詳しくは、上記①～③の東京の弁護士会、全国しんきん相談所、お客様相談室にお問合わせください。
1 2. その他参考 となる事 項	・個別銘柄の利回り、償還日等につきましては窓口にお問い合わせください。 ・発行体である日本国の信用悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じるリスクがあります。 ・国債は預金保険及びクーリング・オフの対象外です。 ・ご購入代金は、お申込み時にお支払いただきます。 ・一度約定した取引の取り消しは原則できません。 ・お取引口座の口座管理手数料は無料です。

三条信用金庫

登録金融機関 関東財務局長(登金)第 244 号